文書番号

様

様式第１６号（第１３条関係）

　年　月　日

　国頭村長　　　　　　　　　印

（特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費

特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書

　　年　　月　　日に申請のありました（特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）の支給について（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第３０条　第３５条　第５１条の１５）の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請者氏名 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付年月日 | 　　　年　　月　　日 | 決定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| （特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 支給（給付）決定の内容 |  |
| 支給 | □　する　　□　しない | 支給金額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 不支給・減額の理由 |  |

不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に沖縄県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に国頭村を被告として（訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　　(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先　国頭村役場　福祉課

住所　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名１２１番地　　電話番号　0980-41-2765